

亘理町監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年 6月 2日

亘理町監査委員 齋藤 功
亘理町監査委員 永浜 紀次

記

1 監査実施月日 平成21年5月19日（火）、20日（水）の2日間

2 監査の対象

(1) 亘理町社会福祉協議会 2件（平成20年度）

ほのぼの園指定管理委託

ゆうゆう作業所指定管理委託

(2) 亘理山元商工会 2件（平成20年度）

町民乗合自動車運行業務委託

商工会運営費補助金

(3) 産業観光課 1件（平成20年度）

亘理町観光協会補助金

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金・指定管理料について、亘理町補助金等交付規則および指定管理者基本協定書・年度協定書に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金等の経理については、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則等に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。